

6. 労働関係法令の適用、保険の加入について

1. 就業形態別の労働関係法令の適用

	会員の労働者性	適用される労働関係法令
請負・委任	労働者とならない	適用されない
派遣	シルバー人材センターに雇用され、労働者となる	労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労災保険法、労働契約法等

※シルバー人材センターの請負・委任に従事する会員は、労働者とならないため、労働関係法令は適用されませんが、労働安全衛生法に準じた措置を講ずるなど、会員の安全を確保するための取り組みを行っています。

2. 保険の加入

☆派遣・・・労災保険

☆請負・委任・・・労災保険の対象とならないので、シルバー人材センターが
会員を被保険者として民間保険会社と契約

①シルバー人材センター団体傷害保険（掛金はセンターが負担）

- ・会員が就業中又は就業現場との往復途中の事故に傷害などを被った場合

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	900万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1日 3,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180日限度）
通院保険金	1日 2,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（90日限度）

②シルバー人材センター賠償責任保険

- 会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合
 - 他人の身体への賠償 保険金額は 3,000 万円から 1 億円まで
 - 財物の賠償 保険金額は 1 事故につき支払限度額 1,000 万円
 - 会員の自己負担額（免責額） 10,000 円（できる限り事故を防止する観点から設定）